

## 市第128号議案 中区本牧ふ頭所在市有土地の処分

### 1 要 旨

国際コンテナ戦略港湾施策に基づく基幹航路の維持・拡大に向けた平成23年の港湾法改正により、国による直轄工事の範囲が拡大され、国が用地を取得して荷さばき地を整備した上で、港湾運営会社に低廉な価格で直接貸し付けることにより国際競争力を強化することが可能となりました。

そのため、本牧ふ頭D5コンテナターミナルの市有地を国に売却し財源に充てるとともに、更なる競争力強化を推進するものです。

### 2 市有土地の概要及び売払金額

所 在	中区本牧ふ頭1番の362、1番の432、1番の435、及び1番の436
地 目	宅地
地 積	24,391.58平方メートル
単 価	176,300円/平方メートル
金 額	4,300,235,554円

### 3 処分の相手先及び利用用途

#### (1) 処分の相手先

国（国土交通省関東地方整備局）

#### (2) 利用用途

コンテナターミナルの岸壁及び荷さばき地

【参考】本牧ふ頭D5コンテナターミナルの位置図及び案内図

